

## 香取広域市町村圏事務組合消防表彰規程

平成18年3月27日

訓令第28号

改正 令和4年3月30日訓令第6号

(趣旨)

第1条 この訓令は、消防職員（以下「職員」という。）又は職員以外の者で消防上  
功労があると認められるもの（団体を含む。以下同じ。）に対する表彰について  
必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 功労表彰
- (2) 業績表彰
- (3) 善行表彰
- (4) 消防協力者表彰
- (5) その他の表彰

(功労表彰)

第3条 功労表彰は、住民の生命、身体及び財産を火災その他の災害から保護する  
ため一身に緊迫した危険に直面しながら敢然として任務を遂行した者又は職員  
として任務遂行上功労が特に顕著で他の模範となる者に対し表彰状を授与しそ  
の功労を表彰する。

(業績表彰)

第4条 業績表彰は、次の各号のいずれかに該当する職員に対し表彰状を授与しそ  
の業績を表彰する。

- (1) 人命救助又は救急救護に顕著な業績があった者
- (2) 火災の予防、警戒、鎮圧等に顕著な成績をあげた者
- (3) 消防事故又は教務に関する改善、能率増進成績の向上又は士気の向上に業  
績のあった者
- (4) 消防機械器具又は消防施設に関する有効な発明考案又は改善に業績のあつ  
た者
- (5) 前各号に定めるほか、平素における勤務成績が優秀で勤務に精励し、顕著

な成績をあげた者

(善行表彰)

第5条 善行表彰は、次の各号のいずれかに該当する職員に対し表彰状を授与しその善行を表彰する。

(1) 公休、週休日等において、香取広域市町村圏事務組合管外で人命救助、火災鎮圧等に従事し功労のあった者

(2) 刑事事件における被疑者の逮捕又は現行犯逮捕等に協力し、その功労が顕著な者及び事故等における人命救助に多大の貢献をし、その功績が顕著で賞揚に必要と認められる者

(3) その他特に善行があると認められる者

(消防協力者表彰)

第6条 消防協力者表彰は、職員以外の者で次の各号のいずれかに該当するものに対し感謝状を授与して表彰する。

(1) 水火災その他災害において、人命救助又は救急救護若しくは火災等の災害の予防、警戒及び鎮圧に協力し、その功労が顕著な者

(2) 永年にわたり消防業務の推進、改善に貢献した者

(3) 永年にわたり消防行政の発展に貢献した者

(その他の表彰)

第7条 第3条から前条に規定する表彰のほか、消防上功労があり、他の模範と認められ特に賞揚に必要とする者を表彰することができる。

(表彰の上申)

第8条 所属長（消防本部にあつては課長、消防署にあつては署長をいう。以下同じ。）は、表彰に該当する者があるときは、消防表彰上申書（別記様式）により消防長に上申するものとする。

(欠格事項)

第9条 表彰を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、表彰は行わない。

(1) 刑事事件に関して起訴されているとき。

(2) 懲戒処分を受けてから1年を経過しないとき。

(3) 降任、停職又は免職処分を受けてから1年を経過しないとき。

(4) その他表彰に該当しないと消防長が認めたとき。

2 消防長は、特に表彰に値する功績があると認めた場合は、前項第2号から第4号までの規定によらず表彰できるものとする。

(表彰の時期)

第10条 表彰は、その都度随時行う。ただし、特に必要と認めた表彰は、消防長が定めた日に行う。

2 表彰を受けることが決定した者が表彰前に死亡又は退職をしたときは、生前又は退職した日にさかのぼってこれを表彰する。

(感謝状の贈呈)

第11条 職員が勤務勲励で10年以上勤務した後に退職する場合で、管理者が認める者について感謝状を贈呈する。ただし、10年に満たない場合で管理者が特に認めたときは、この限りでない。

(表彰審査委員会)

第12条 表彰について審査し表彰の適正を期するため表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第13条 委員会の委員は、所属長の職にある者のうちから、消防長が指名する。

(委員長)

第14条 委員会の委員長は、消防長とする。

(1) 委員長は、委員会の会務を総理する。

(2) 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(書記)

第15条 委員会の庶務を処理させるため書記1人を置く。

(1) 書記は、総務課長補佐又は総務課係長の職にあるものをもって充てる。

(2) 書記が第17条に該当するときは、委員長が別に指名する者をもってこれに充てる。

(運営)

第16条 委員会は、委員長が招集し委員長主宰の下に会議を開いて行う。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の関係者の出席を求め、実情を聴取することができる。

3 委員会の審査は、委員会の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長が

決することによる。

(除斥)

第17条 委員は、自己又は三親等以内の親族に関するに該当するときは、委員会に出席することができない。

(会議の省略)

第18条 委員長は、表彰事案の内容により会議を省略し、当該事案に関する委員の意見を徴して審査することができる。

(副賞)

第19条 表彰又は感謝状に記念品を添えることができる。

2 表彰又は感謝状に添える記念品は、委員会の意見を徴して消防長が定める。

(その他)

第20条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日訓令第6号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式（第8条関係）

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合消防長 様

所属長

消 防 表 彰 上 申 書

表彰の種類	
所属・階級・氏名又は団体名（消防職員以外の場合は住所・氏名・年齢）	
現階級の昇任年月日（年数）	年 月 日 （ 年）
勤続年数	年
平素の勤務状況（消防職員以外の場合は社会的地位）	
功 勞 等 の 内 容	
過 去 の 賞 罰	
参 考 事 項	